

川崎市消防局訓令第 16 号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局個人情報の保護に関する法律施行規程（令和５年消防局訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

第１号様式、第１２号様式及び第１９号様式中

「☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を

「☐個人番号カード」

に改める。

附 則

（施行期日）

１ この訓令は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。